

県立2大学の授業料等減免に係るマイナンバー情報連携システムの開発 企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学では、授業料等に係る減免申請を受付けるに当たり、地方税関係情報及び住民票関係情報を書面により提出させている。当該判定業務の効率化に資するため、兵庫県（以下「県」という。）がマイナンバー情報連携を用いて申請者の収入状況及び居住状況の判定を行うシステムを開発することとし、当該システムを提供することのできる事業者を選定するための企画提案を募集する。

2 募集する企画提案の概要

県立2大学の授業料等減免に係るマイナンバー情報連携システムの開発
（詳細は別添「業務委託仕様書」を参照）

3 事業実施期間

契約開始日（令和8年6月を予定）から令和9年3月31日まで

なお、以下のスケジュールを目安とし、令和9年4月以降のシステム本格稼働に伴う保守運営については別途委託する。

- ・システム構築：令和8年6月～11月
- ・テスト稼働：令和8年11月～令和9年3月

4 事業委託の対象者

業務を委託するための企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（8に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

5 事業費

11,550,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 企画提案に係る手続

(1) 募集要項等の関係書類の配布

令和8年5月13日（水）から同年6月2日（火）までの間に、ホームページにおいて配布する。

(2) 参加表明書の受付

令和8年5月13日（水）から同年5月26日（火）までの間（土日を除く。）に、参加表明書（様式第1号）により行うこととし、持参、郵送又は電子メールにより担当課へ提出すること。持参や郵送の場合は、あらかじめ電話等により連絡すること（県は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする）。

(3) 企画提案書の受付

令和8年5月13日（水）から同年6月2日（火）まで（土日を除く。）に、持参、郵送又は電子メールにより担当課へ提出すること。

なお、持参により提出する場合、担当課の受付時間は、各日とも9:00から17:00まで（12:00から13:00までを除く。）とする。

郵送及び電子メールにより提出する場合は、令和8年6月2日（火）17:00までに必着すること。

持参や郵送の場合は、あらかじめ電話等により連絡すること（県は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする）。電子メールの場合は、送信後は必ず電話にて着信を確認すること。

なお、受付時もしくは受付後に、必要に応じて内容のヒアリングを実施するので、適宜対応すること。

7 質疑及び回答

(1) 質疑

令和8年5月13日（水）から同年5月22日（金）までの間（土日除く。）に、担当課に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2) 回答

令和8年5月27日（水）までに、6(2)の参加表明書を提出した応募者全員へ電子メール等により回答する。

また、関係者等への確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある（その場合は期限までに回答できない旨の連絡をする）。

8 提出資料・提出部数

以下の書類を6部（正本1部、副本5部）提出する。サイズはA4に統一すること。

- ・企画提案応募書（様式第2号）
- ・提案者概要（様式第3号）
- ・企画提案書（様式任意・A4片面印刷）

- ・経費積算見積書（様式第4号）
- ・その他提案内容を説明する書類（任意様式・A4片面印刷）
- ・添付書類
 - (1) 会社概要等提案者の概要を説明する書類
 - (2) 県税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）
 - ① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明
国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）
 - ② 全ての県税に滞納のない証明
地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

9 提案にかかる費用負担

コンペへの応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

10 参加の辞退

6(2)の参加表明書を提出した者は、審査日の前日までは、辞退届（様式第5号）により参加を辞退することができる。参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

11 提出書類の取り扱い

提出された書類等は審査のために使用し、応募者には返却しない。

提出書類の内容については原則非公開であるが、公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部または一部を公表することがある。

12 審査方法

(1) 審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。

応募のあった提案事業は、令和8年6月上旬頃（予定）にプレゼンテーション審査を実施したうえ、参加団体により、応募者が提案するシステム（以下「提案システム」という）や提出書類等について審査し、以下の点にポイントをおいて、総合的に評価し、事業者を選定する。

- ①事業の遂行能力：業務を確実に遂行できるか
- ②機能性：必要な機能要件を備え、他のシステムとの連携に問題がないか
- ③操作性：操作方法、画面は分かりやすいか
- ④セキュリティ・保守対応：セキュリティ対策や稼働後のサポートは十分か
- ⑤価格：経費は適切に見積もられているか

(2) 審査結果については、応募者全員に文書で通知する。

13 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場

合がある。

14 委託契約の締結

- (1) 委託する業務内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、選定された事業者と参加団体が協議のうえの詳細を決定する。その際、企画内容や金額を一部変更する場合がある。
- (2) 委託契約の記載の条項に違反があったとき、県は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払をしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (3) 上記により契約を解除した場合、県は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

15 担当課

兵庫県総務部教育課 大学振興班 笹倉、村田
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話：078-362-3368 メール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp